

高山市税条例等の一部を改正する条例の概要について

1. 個人市民税関係

(1) 公的年金等控除額の算出における分離課税となる退職所得金額の合計所得金額への不算入

- ・ 現行、公的年金等控除額の算出において、住民税も所得税と同様に分離課税となる退職所得金額を含む合計所得金額を用いているが、令和4年度分の個人住民税から、分離課税となる退職所得金額を含まない合計所得金額を用いることとする。
- ・ 上記に伴い、納税義務者に分離課税となる退職所得を有する配偶者・扶養親族がある場合、配偶者控除・扶養控除の適用や配偶者特別控除額について、所得税と住民税に差異が生じるため、市町村が給与支払報告書・公的年金等支払報告書で分離課税となる退職所得を有する配偶者・扶養親族を把握できるよう、扶養親族等申告書でそれらの者の氏名を記載する等の措置を講じる。

※従来から、個人住民税では扶養控除等を適用する場合において、被扶養者の合計所得金額に分離課税された退職所得金額を算入しないよう、各市町村で被扶養者の合計所得金額を算出している。

合計所得金額の算出における所得税と住民税の差異

所 得 税	住 民 税
所得税において、源泉分離課税の退職所得と総合課税の退職所得は退職手当等の支払いを受けた年中における所得として課税されるため、これらを区分せず、退職所得金額を合計所得金額に算入する。	住民税において、分離課税となる退職所得は他の所得と区分し現年において課税・徴収が結了しているため、翌年の年度分の住民税において用いる合計所得金額に分離課税となる退職所得金額は算入しない。

[第28条、第29条の2、第29条の3]

(2) 個人市民税における住宅ローン控除の特例措置の見直し

- ・ 所得税における住宅ローン控除の見直しに伴い、その対象期間内の控除適用年における所得税額から控除しきれない額については、課税所得金額の3%（最高5.85万円）を限度に個人市民税の所得割から控除する。（地方税法に規定、条例改正不要）
- ・ 入居の期限を令和7年12月31日まで、4年延長する。（現行は令和3年12月31日まで）
- ・ 適用期間を令和20年度まで、5年延長する。（現行は令和15年度まで）

[付則第8条の3の2、付則第37条]

(3) 上場株式等に係る配当所得及び上場株式等に係る譲渡所得の課税方式の見直し

- ・ 上場株式等に係る配当所得及び上場株式等に係る譲渡所得（総合課税・申告分離課税・申告不要方式）について、確定申告において選択した課税方式につき、住民税においてそれと異なる課税方式を選択できないものとする。

所得税・住民税の各課税方式の内容

配 当 所 得						
税 区 分	所 得 税			住 民 税		
課 税 方 式	総合課税	申告分離課税	申告不要	総合課税	申告分離課税	申告不要
税 率 (復興特別税を除く)	累進税率 5%~45%	15%	15%	個人住民税 所得割 10%	個人住民税 所得割 5%	県民税 配当割 5%
配 当 控 除	○	×	×	○	×	×
合計所得金額	算入	算入	不算入	算入	算入	不算入
国民健康保険料への影響				あり	あり	なし

株 式 等 譲 渡 所 得				
税 区 分	所 得 税		住 民 税	
課 税 方 式	申告分離課税	申告不要	申告分離課税	申告不要
税 率 (復興特別税を除く)	15%	15%	個人住民税 所得割 5%	県民税 株式等譲渡所得割 5%
損 益 通 算	上場株式等に係る配当・ 譲渡所得に限り通算可	×	上場株式等に係る配当・ 譲渡所得に限り通算可	×
譲渡損失の繰越控除	○	×	○	×
合計所得金額	算入	不算入	算入	不算入
国民健康保険料への影響			あり	なし

※所得税・住民税ともに総合課税の選択不可

課税方式の選択の例

・ 配当所得

所得税：総合課税の税率が5%又は10%の範囲で、配当控除を適用する場合 ⇒ 総合課税

住民税：税率で比較すると申告分離課税又は申告不要であるが、国保料への影響を考慮した場合 ⇒ 申告不要

・ 株式等譲渡所得

所得税：損益通算の要否で決定されるが、一部に譲渡損失がある場合 ⇒ 申告分離課税

住民税：損益通算の要否で決定されるが、通算の必要がない場合で国保料への影響を考慮した場合 ⇒ 申告不要

[第34条、第37条の2、付則第10条の2、付則第12条の4、付則第12条の5]